

## 商品販売委託契約書

X（以下「甲」という）と、Y（以下「乙」という）とは、甲の商品販売委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（目的）

本契約は、甲が製造する●●（以下「本製品」という）の販売にあたって、乙に販売業務等を委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条（商品の引渡し）

甲は、乙からの請求に応じて、乙に対し販売を委託する本製品を引き渡す。

※引渡の時期、方法、場所、費用負担についても定めておくことができます。

### 第3条（販売方法）

乙は、甲から別途指定された価格をもって、乙の名義において本製品を販売する。

※売買契約上の売主は、委託者である甲ではなく、受託者である乙となります。

### 第4条（返品のお知らせ）

乙が、甲から販売の委託を受けて引渡しを受けた本製品について瑕疵を発見したときは、甲に対し、すみやかに通知したうえでこれを返品する。

※欠陥品があった場合の返品についての取り決めをしておきます。

### 第5条（代金の取り扱い）

乙は、乙の名義において販売した本製品の代金を受領し、所定の書式に従いすみやかに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項により受領した代金から第6条に定めた報酬を差し引いた金額を、毎月末日で締切り、翌月末日までに甲の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。

※受領代金の取扱、支払期日、支払方法について定めておきます。

## 第6条（報酬）

乙の報酬は、販売代金の●パーセント（税別）とする。

※報酬の取り決めがなければ民法上の規定により、無償の契約となってしまう。cf. 民法 § 648

## 第7条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知りえた他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

- ①他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの
- ②他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの
- ③他の当事者から知得した後、自己の責によらない事由により公知とされたもの
- ④正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をともなわずに知得したもの

※情報漏洩を防ぐために当条項を設けて注意を喚起します。

## 第8条（契約解除）

甲または乙は、他の当事者が次の各号の一つに該当したときは、催告なしにただちに、本契約およびこれにもとづく個別契約の全部または一部を解除することができる。

- ①本契約あるいは個別契約の条項に違反したとき
- ②銀行取引停止処分を受けたとき
- ③第三者から強制執行を受けたとき
- ④破産・民事再生または会社更生等の申立があったとき
- ⑤信用状態の悪化等あるいはその他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき

※解除の通告期間や解除できる事由についても詳細に取り決めておくことにより後日のトラブルを避けることができます。

## 第9条（契約終了の際の措置）

本契約が終了した場合、または本契約に定めた正当な理由によって契約が解除もしくは中途解約された場合、乙は、甲に対し、販売の委託を受けた本製品をすみやかにすべて返還するものとする。

※契約終了の際の権利と義務についての定めです。

第 10 条（契約期間）

本契約の有効期間は、平成●年●月●日から平成●年●月●日までの 1 年間とする。

2 ただし、期間満了の 1 カ月前までに、甲乙の双方から何ら意思表示のされないときは、本契約は期間満了の翌日から自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

※始期は必ず記載しておきます。終期が決まっている場合には、終期も記載しておきます。

第 11 条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第 12 条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地为管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

（委託者）

（受託者）